

(人い-07)

平成28年3月24日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局能率課長 池田 敬

永年勤続者の表彰について（事務連絡）

標記の表彰について、平成21年2月2日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」（以下「依命通達」という。）及び同日付け最高裁人能B第000301号人事局長通達「永年勤続者の表彰における被表彰者の決定方法について」によるほか、平成28年4月1日以降は、下記のとおり取り扱ってください。

記

1 執行官に対する表彰について（依命通達記1の(3)のア）

裁判所の一般職員を退職して執行官となる場合は、一般職員としての勤続年数が25年以上ある場合であっても、一般職員を退職する日には最高裁判所長官表彰の対象とはしないで、執行官を退職する日に最高裁判所長官表彰の対象とする。

2 受賞意思の確認

(1) 最高裁判所長官表彰について

候補者の上申に先立ち、候補者に対して、適宜の方法により受賞意思を確認する。

(2) 所属長表彰について

各庁の実情に応じて、候補者に対して、適宜の方法によりあらかじめ受賞意思

を確認する。

なお、休職中の者（依命通達記1の(5)のウの者を除く。）及び休業中の者については、受賞意思を確認する際、復職後又は復帰後の10月1日に表彰されることを希望するかについても併せて確認する。